

令和8年4月17日14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

業者名: 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会
期間: 令和8年4月17日から令和8年6月16日まで(2ヵ月)
範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

別紙のとおり

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 ふるはら さとし 古原 悟 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう ひであき 加藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武田 知美 (内線 6313)

令和8年4月17日

近畿地方整備局

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の専務理事(当時)は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて、株式会社共栄ALUCAZ(現株式会社MACHIづくり)に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、株式会社共栄ALUCAZ関連会社の株式会社共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。

その後、同専務理事は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。

2. 指名停止措置理由

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の専務理事が、詐欺の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

東京都千代田区平河町2丁目5番5号

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年4月17日から令和8年6月16日まで(2ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

令和8年4月17日

近畿地方整備局

一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて株式会社共栄ALUCAZ(現株式会社MACHIづくり)に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、株式会社共栄ALUCAZ関連会社の株式会社共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。

その後、同代表理事は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。

2. 指名停止措置理由

一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事が、詐欺の疑いで逮捕・起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会

東京都千代田区平河町2丁目5番5号全国旅館会館4階

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年4月17日から令和8年6月16日まで(2ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。